

●香川県告示第306号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年10月13日から同年11月4日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 多度津善通寺線（212号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字庄字土 井畑1107番地先から	前	13.3~33.7	108	交通安全施設整備事業に よる仮設道の設置
仲多度郡多度津町大字庄字住 吉1019番3地先まで	後	13.6~44.8	108	

- 4 供用開始の期日 平成27年10月13日